

NAFTA（北米自由貿易協定）から USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）へ －農産物貿易の帰結－

From NAFTA to USMCA: Consequences for agricultural trade

田 中 高*

Takashi TANAKA

はじめに

米国，カナダ，メキシコの3か国は1992年12月，北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement：NAFTA）に調印することで，15年以内に関税と輸入制限を撤廃し，国境を越えてモノ，カネの動きを自由化することに合意した。NAFTAは1994年1月に発効したのち，米国という巨大市場を含んだ世界最大級の自由貿易圏として大きく成長した。NAFTAは急速に域内貿易を拡大し，1993年から2007年の間に貿易総額はおよそ3倍に増加した。域外国はその動向に注目してきた。特に日本の自動車及び同関連産業は，NAFTAの定める原産地規則をクリアするために，メキシコへの工場進出を加速した。いうまでもなく，メキシコで生産された自動車は，一定の基準を満たすことで「域内生産」として認証され，米国に無税で輸出できるからである。

NAFTAはスタート以来20年を経て成熟期を迎えていたが，2017年に発足した第一次トランプ政権は，増大する貿易赤字の主因をNAFTAによる不利益により生じたものとみなし，離脱をちらつかせながら自国に有利な内容とすべく，議会に強く働きかけた。不利益を象徴する事例として取り上げたのは，米国自動車産業がメキシコに製

*国際学科－国際関係論，中南米地域研究

International Studies－International Relations, Latin American Studies

造拠点を移していることであった。並行して問題視されたのは、乳製品を中心とする米国産農産品の、対カナダ市場向けのアクセスであった。なお農産品については、米国とメキシコとの間に砂糖をめぐる紛争が生じたが、後述のように、現時点ではほぼ解決している。

このような事情を踏まえたうえで、本研究では2020年7月に発効した米国・メキシコ・カナダ協定（the Agreement between the United States, the United Mexican States, and Canada : USMCA）は、本稿執筆時点（2025年1月）の約4年半の間に、どのような貿易上の影響をもたらせたのかを検討する。トランプ大統領がもくろんだ、貿易上の不均衡はどのくらい解消したのであろうか。カナダとメキシコ両国は、USMCAをどのように受け止めて、対処してきたのか。こうした疑問について、現時点でのデータを踏まえながら、主として農産品貿易の動きに注目しながら、試論的に論じることとしたい¹⁾。なお農産品貿易は各国の農業政策と密接な有機的連関を有するので、米国とメキシコの農業政策の変遷について時系列的に触れることとした。理

表1 NAFTAとUSMCA 主な変更点

自動車：	
USMCA	ROO（原産地規則）75%。鉄鋼とアルミニウムは、地域内で圧延される。 賃金基準 時給 16ドル
NAFTA	ROO 62.5% 賃金基準はない 鉄鋼・アルミニウム規制ない。
IPR（知的所有権）保護：	
USMCA	バイオロジクス 10年間のオリジナルテキスト 商標権70年間
NAFTA	バイオロジクス 約束なし 商標権50年
政府調達：	
USMCA	米国とメキシコのみ カナダはWTOのGPA（政府調達協定）を利用
NAFTA	三国間の取り決め
デジタル貿易：	
USMCA	国境を越えるデータの出入り データの所在についての制限
NAFTA	取り決めなし
投資家と政府間の係争（ISDS）処理：	
USMCA	米国とメキシコのみ適用
NAFTA	取り決めなし
国営企業：	
USMCA	国営企業は市場の影響力に配慮
NAFTA	取り決めなし
乳製品：	
USMCA	カナダは米国市場への乳製品のアクセスを容易にする。そのために、カナダは価格設定を変更する。

（出所）Congressional Research Service, *U.S.-Mexico-Canada (USMCA) Agreement*, 2024 March.

1) 4年半のデータは可能な限り利用できる最新のものをを使うが、実際には2023年末までのものも多い。一定の結論を出すには不十分であることをあらかじめお断りする。

解を容易にするために、NAFTAとUSMCAの主な変更点を、表1にまとめたので参照されたい。

1. USMCA成立までの経緯

トランプ大統領は2016年7月の共和党指名受諾演説で、NAFTAからの離脱を示唆していた。また環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership Agreement：TPP）についても、「米国の製造業を破壊する」として、不参加を表明し、就任直後の2017年1月に「TPPから永久に離脱する」とする大統領令に署名している。トランプ大統領はNAFTAの不利益を象徴する事例として、米国自動車産業がメキシコに製造拠点を移していることを強調した。同大統領は選挙戦では繰り返し、NAFTAが米国経済に損失を生んでいると発言し、NAFTAから離脱するかあるいは米国により有利な内容とすべく、再交渉をスタートするという公約を掲げた（日本貿易振興機構 [2021：2-12]）。

大統領就任後の2017年8月、ワシントンDCで米国、カナダ、メキシコの代表が会合し、NAFTAの再交渉がスタートした（第1回ラウンド）。2018年4月には最終局面となる第8回ラウンドがワシントンDCで開催され、USMCAで合意された内容のほぼ原形となる枠組みが完成した。

2018年8月、3か国の閣僚級会合がワシントンDCで開かれ、交渉の妥結を見るに至った。同年11月30日、アルゼンチンで開催されたG20ブエノスアイレス・サミット

表2 米国・カナダ・メキシコ 歴代政権（1990年頃以降）

* 在任期間1年未満は略

		所属政党	任期
米国大統領	ウィリアム・J・クリントン	民主党	1993－2001
	ジョージ・W・ブッシュ	共和党	2001－2009
	バラク・F・オバマ	民主党	2009－2017
	ドナルド・J・トランプ	共和党	2017－2021
	ジョセフ・R・バイデン・J	民主党	2021－2025
	ドナルド・J・トランプ	共和党	2025－
カナダ首相	ブライアン・マルルーニー	進歩保守党	1984－1993
	ジャン・クレティエン	カナダ自由党	1993－2003
	ポール・マーティン	同上	2003－2006
	スティーヴン・ハーパー	カナダ保守党	2006－2015
	ジャスティン・トルドー	カナダ自由党	2015－2025
メキシコ大統領	カルロス・サリナス・デ・ゴルタリ	PRI（制度的革命党）	1988－1994
	エルネスト・セディーロ	同上	1994－2000
	ビセンテ・フォックス・ケサーダ	PAN（国民行動党）	2000－2006
	フェリペ・カルデロン	同上	2006－2012
	エンリケ・ペーニャ・ニエト	PRI（制度的革命党）	2012－2018
	アンドレス・M・L・オブラドール	MORENA（国民再生運動）	2018－2024
	クラウディア・シェインバウム	同上	2024－

（出所）筆者作成

の場で、トランプ大統領、メキシコのペニャ・ニエト大統領、カナダのトルドー首相の3人がUSMCA協定に署名した。なおペニャ・ニエト大統領の任期はこの日が最後で、翌日12月1日にロペス・オブラドル新政権が発足した（3か国の歴代政権は、表2参照）。

協定の批准手続きは、まずメキシコが2019年12月12日、上院が可決し、米国は2019年12月19日下院、2020年1月1日上院でそれぞれ可決した。なお米国ではこの間2018年11月の中間選挙で民主党が下院で多数派となったため、議会は労働、環境、知的財産などで協定の見直しを求め、3か国は協議の末、修正議定書に合意している。カナダは2020年2月27日、下院国際貿易委員会で採択の後、議会承認を経てカナダ総督が承認し、批准手続きを完了した。

1. 1 USMCA成立過程での論争点

3か国の間で意見が対立した主要なテーマは、自動車産業の原産地規則をめぐる具体的な数値に係るものである。例えば自動車に使われる部品の原産地割合を75%とし、一部部品の北米域内での調達義務、北米産鉄・アルミニウム使用率を70%とすること、さらに自動車製造工場の労働者の時給を16ドル以上として、労働組合活動を保証するなどである。このような自動車産業の自由化をめぐる意見対立は、もっぱら米国とメキシコ間のテーマであるが、米国とカナダ間では、カナダが米国産の乳製品について不公平な扱いをしているという不満があった²⁾。

自動車産業以外の分野については、米国とカナダの間の乳製品の自由化を除いては、従来のNAFTAの内容とほぼ変化はなく、旧版をバージョンアップした「NAFTA2.0」とも呼称されている。他方、協定付属修正議定書第31条A－B「紛争解決」では、民主党が強く要望した「USMCA域内の事業所単位で労働基本権の侵害が疑われた場合の迅速な対応メカニズム」が設けられるなどの、新たな取り組みも盛り込まれている。ここで言う労働基本権には、結社の自由、団体交渉権、強制労働・児童労働の禁止、雇用・就業における差別の禁止、最低賃金、労働時間、安全・衛生基準などの内容を含んだ、労働条件のすべてが対象となる。

このような労働条件は、自動車産業などの製造部門における対象となる事業所（Covered Facility）だけではなく、将来はサトウキビの収穫など季節労働に基盤を置く、農業部門に拡大される可能性があることにも、留意する必要があるだろう。メキシコではすでに、野菜や果実の大規模農業事業者に向けたセミナーが開催されている（日本貿易振興機構 [2021: 120]）。

2) この間のメキシコ側の交渉担当者との聞き取り調査を、日本貿易振興機構 [2021: 9] は詳細に伝えていて、貴重な資料といえる。

2. USMCAでの農産品貿易の扱い

前節では自動車産業の取り扱いをめぐる論争点を紹介したが、ここでは農産品をめぐる動きに的を絞って述べることにしたい。大原則として、NAFTAにて無関税とされたすべての農産品は、USMCAにおいてもそのまま適応されることとなった。NAFTAでは米国・メキシコ間の農産品貿易は、両国は相互の輸入にかかわる関税と割当規制を段階的にすべて撤廃すると約束したが、USMCAでは両国間の農産品貿易について、現行の市場アクセスの変更はしないことが明記された（Congressional Research Service [2020]）。争点の一つとなったのは、米国とカナダの農産品貿易に関してであった。米国にとりカナダはメキシコに次いで、乳製品の二番目に大きな輸出市場であるが、カナダは競争力の弱い乳製品を中心として、例外規定を設けながら、保護貿易主義的な立場をとっていた。トランプ政権はこの点を重視して、是正を求めたのである。

結論を先述すると、NAFTAのもとで制限されていたカナダ向け乳製品などの貿易障壁は、カナダは大幅に譲歩した結果、市場アクセスは緩和された。カナダから米国向けの乳製品、ピーナッツ、ピーナッツ・バター、綿花、砂糖、砂糖含有製品の輸出が容易になると同時に、双方向的に、米国からカナダに向けての乳製品、家禽、卵、マーガリンの輸出アクセスも拡大した。

2. 1 米国の対カナダ向け輸出に対する市場アクセスの拡大

ここでカナダ・米国貿易の特徴について予め触れておくと、表3-aと表3-bに明らかなように、主要貿易品間で取引が行われる、産業内貿易の構造が顕著なことがある。鮮明なのは、両国間の貿易収支は一貫して米国の赤字が続いていることでその額は拡大し、2024年末で633億3580万ドル（本稿では断りのない限り、米ドル）に膨れ上がった（表3-a）。さらに両国間の貿易構造を見ると、カナダから米国に向けて鉱物燃料、オイル、精製品など1,285億1,000万ドル輸出し、同時にカナダは米国からほぼ同じカテゴリーの財を297億8,000万ドル輸入している。自動車についても同様なことが起きていて、カナダの自動車対米輸出額は582億1,000万ドル、反対にカナダが米国から輸入する自動車は533億1,000万ドルである（表3-b）。

国際経済学の教科書は、このような同一品目を2国間で輸出入する現象を産業内貿易と呼び、その主因を製品の差別化、規模の経済にあると説明している。さらにその背景にあるのは、多国籍企業の投資活動が引き起こした、工場の移転などによるものであると指摘している（産業内貿易については後述も参照）。2023年末のデータを見ると、米国企業の対カナダ向け直接投資残高は4,515億5,500万ドルであるのに対して、カナダ企業の対米国向け直接投資残高はこれを大きく上回る6,716億7,100万ドルに達

表 3 - a 米国・カナダ貿易 2017年～2024年（100万ドル）

年	米国の対カナダ輸出	米国の対カナダ輸入	貿易収支
2017	282,773.8	299,065.4	- 16,291.6
2018	299,731.7	318,574.8	- 18,843.1
2019	292,820.3	318,588.8	- 25,768.5
2020	256,212.3	270,025.5	- 13,813.3
2021	309,604.0	357,274.7	- 47,670.7
2022	359,236.5	437,429.1	- 78,192.6
2023	354,356.0	418,618.7	- 64,262.7
2024	349,359.0	412,695.7	- 63,335.8

(出所) U.S. Census Bureau

表 3 - b 米国・カナダ 主要貿易上位 5 品目 2023年（100万ドル）

カナダの米国向け 主要輸出品	鉱物燃料、オイル、精製品	128,510
	自動車（鉄道、軌道を除く）	58,210
	機械・原子炉・ボイラー	33,750
	その他商品	20,460
	プラスチック	14,050
カナダの米国からの 主要輸入品	自動車（鉄道、軌道を除く）	53,310
	機械・原子炉・ボイラー	38,450
	鉱物燃料、オイル、精製品	29,780
	電気、電子機器	14,410
	プラスチック	13,260

(出所) tradingeconomics.com

している（日本貿易振興機構 [2024]）。カナダ企業はより積極的に米国に投資していることがわかる。

トランプ第二次政権はカナダ・米国の貿易不均衡を問題視して、「カナダからの輸入に25%の関税を賦課する」と声高に伝え、カナダが米国に吸収されれば関税はなくなるとまで発言した（『日本経済新聞』2025年1月7日付朝刊）。以下見ていくように、トランプ第一次政権時代に貿易不均衡を目指して強引に推し進めたUSMCAは結果的には、皮肉なことにむしろ貿易不均衡を悪化させ、米国の貿易赤字は膨らんでいる。

カナダでは歴史的に、供給管理制度（Supply Management System）と呼ばれる一種の国家管理システムの下で、国内需要に見合った生乳を計画的に生産してきた。乳製品については、公共企業体であるカナダ酪農委員会（Canadian Dairy Commission：CDC）が生産計画、輸入規制、価格支持の三つの政策手段の下で、需給調整してきた。USMCA交渉のプロセスで特に問題視されたのは価格支持とそれに結びついた輸入規制の部分である。カナダは関税割当制度を適用しながら、輸入制限を実施してきた（野田・玉井 [2018]）。

関税割当制度のもとでは、該当する製品を関税分類する必要がある。乳製品のケースで複雑なのは、チーズやヨーグルトの原料となる限外ろ過乳（Milk Protein Concentrate：MPC）や乳たんぱく分離物（Milk Protein Isolate：MPI）など乳製品原料が、関税分類上「無税」扱いとなり、米国から大量に輸入された。カナダ政府は分類を変更するなどの対抗措置をとったものの、実効性は薄かった。さらにカナダの乳業メーカーは、米国産の廉価なMPCやMPIを使用することで、利益を上げていた。

かくしてカナダは国産の無脂乳固形分（生乳から水分と乳脂肪分を除いたもの）とその一種である脱脂粉乳（生乳から脂肪分を除いて、粉末にしたもの）の在庫が膨れ上がった。このような状況のもとで2017年2月、カナダ政府は乳製品の需給調整を図るための原料乳製品国家戦略（National Ingredient Strategy）を導入した。生乳の用途に応じた級（＝クラス）分けを従来の5段階から新たに第6級を設けて、その価格を「オセアニア、米国およびEUの乳製品のうちの最安値」に設定することで、価格競争力をつけて輸入品と対抗できることを目指したのである³⁾。

2. 2 段階的・漸進的な緩和スケジュール

上述のように、USMCAの交渉過程でカナダの乳製品輸入障壁について、カナダ側が譲歩する形で、一定の合意に至った。2021年1月1日より、カナダは（無脂乳固形分を含み、オンタリオでは第6級に指定されている）第7級の牛乳価格を撤廃し、米国の脱脂粉乳を考慮した案に基づく、無脂乳固形分の価格を設定すること。将来米国とカナダは、乳製品の現行等級の変更や、新たな価格を導入する際には、相互に通告することで合意した。

カナダはまた、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）の全ての加盟国に適用する、NAFTAにおける乳製品の関税割当を、米国に限定したものに変更した⁴⁾。USMCAの枠組みでは、カナダは乳製品供給システムを維持することに合意したが、米国のカナダ向け牛乳、チーズ、クリーム、脱脂粉乳、コンデンスミルク、ヨーグルト及びその他の乳製品分野の製品の輸出について毎年、関税割当を増枠することになった。

米国のカナダ向け乳製品輸出はNAFTAと同様に、従来通り割当内であれば無関税

3) なお生産者の収入は上昇する可能性があるとする試算もある（野田・玉井 [2018: 76]）参照。

4) USMCA合意文書第3章第3.9項 Agricultural Special Safeguardsは、最恵国待遇の例外としてセーフガード措置について述べているが、国名を明示していないものの、米国を念頭に置いたものと解釈可能である。なお同協定文書全文はThe Office of the U. S. Trade Representative [2020] 参照。

が適用される。割当を超える分については、200%から300%の関税が賦課される。米国の乳製品輸出業者には依然としてWTOの関税割当が適用されるが、USMCAのもとでの新しい関税割当では、米国はカナダ向け乳製品に、追加的なアクセスを付与されることとなった。

USMCAは関税割当の実施について、透明性の条項を盛り込んでいる。この条項は、割当の変更を事前に通告し、さらに輸出業者が割当をどれだけ消化したのかをモニターできるように、関税割当利用状況の詳細を公表するとしている。USMCAはさらに合意実施5年間後、その後は2年間ごとに、米国とカナダ双方が乳製品の合意条項を修正すべきかどうかを決めるために、協議することを定めた。

このような市場アクセスの緩和策は、段階的・漸進的に実施され、品目ごとの細かなスケジュールが定められた。例えば米国製卵の関税割当は、6回均等に実行されて2025年までに1,000万ダースとなり、その後10年間は年1%ずつ増加する。七面鳥、ブロイラーふ化卵、ひよこの年間関税割当は、カナダの生産量を基にした式により設定される。

鶏肉の関税割当は、USMCAでは年間47,000メトリック・トン（以下トン）からスタートし、2025年には57,000トンに拡大し、その後の10年間は年1%ずつ増加する。米国はまたWTOの定める、すべての産地からカナダが輸入する鶏肉の関税割当である39,844トンにも参入できることになった。要するにUSMCAが発効することで生ずる、農産品貿易への急激な変化を避けるために、微温的な策が講じられた。

2. 3 USMCAのもとでの米国・カナダ間の農産品市場アクセス

以上紹介してきた、米国製乳製品類のカナダ市場へのアクセス拡大策のカウンターバランスとして、カナダ産精製糖・砂糖含有製品に対する米国市場へのアクセスが緩和された。具体的には、米国農務長官の判断により、WTOの定めるカナダ向けの関税割当を精製糖について20%増加することになった。関税割当の配分内であれば無税とし、それを超過する場合は90%の税を賦課するが、米国はカナダに対するWTOの定める関税割当の配分の増量を保証し、精製糖は10,300トン、砂糖含有製品は59,250トンに拡大すると約束した。

以上を要言すれば、カナダは米国産農産物（牛乳、チーズ、クリーム、脱脂粉乳、コンデンスミルク、ヨーグルト及びその他の乳製品分野の製品など）の市場アクセスを緩和して、米国の対カナダ向け輸出の増大を容易にする。同時に米国はカナダからの乳製品、ピーナッツ、ピーナッツ・バター、綿花、砂糖、砂糖含有製品の輸入制限を緩和した。両国間の輸出入品目は相互に重複している部分もあるが、カナダ産砂糖・同製品の対米輸出緩和が新たに加わった。従来米国は砂糖輸入について厳格な保護措置を講じてきたが、USMCAにおいて、カナダ産糖への市場アクセスを拡大したこと

が、新しい動きとして注目された。

2. 4 USMCAでの農産品取り扱いをめぐる米国・カナダの反応

NAFTAからUSMCAへの改変の過程で大きな争点の一つが、上述のような米国産乳製品の対カナダ向け市場のアクセス問題であった。USMCAの取り決めについて、米国・カナダ両国の関係者はどのような反応を示したのだろうか。以下見るように、米国側はこれを好意的に受け止めたのと対照的に、カナダ側は懐疑的であった点が興味深い（農畜産業振興機構 [2018], [2020a], [2020b]）。

米国国務省は2018年10月1日付のプレスリリースで、9月30日にカナダ、メキシコとの間で、USMCAの基本合意に達したと公表している（U.S. Department of State [2018]）。これに対する米国乳製品輸出協議会（U.S Dairy Export Council：USDEC）、全米生乳生産者連合会（The National Milk Producers Federation：NMPF）、米国の乳業メーカーなどが構成する国際乳食品協会（International Dairy Association：IDFA）は連名で、USMCAを歓迎するプレスリリースを公表している。各団体の会長のコメントは以下のようなものである。

「この協定は、米国産の高品質な乳製品をカナダに提供する市場拡大の機会を与えるものだ。トランプ政権が交渉の場で、我々の課題に注目してくれたことに感謝する」（ジム・マルハーンNMPF会長兼CEO）。いっぽうカナダの酪農生産者協会は落胆の意を表している。カナダ酪農生産者協会（Dairy Farmers of Canada）のピエール・ランブロン会長は「EU－カナダ包括的貿易投資協定（CETA）および、包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）によって、すでに毎年2億5,000万カナダドル相当の損失を被ることが予定される中、USMCAにより更なる打撃を被ることになる」との懸念を示し、「酪農分野はトランプ大統領を満足させるための切り札でしかなかった」と強い不満を表した（農畜産業振興機構 [2018]）⁵⁾。

2020年1月、議会の承認を得てUSMCAの批准が完了した際に、パーデュー米国農務省長官は「USMCAは米国の農家や牧場主にとり非常に重要なもので、南北の隣国に対して更なる市場アクセスをもたらす」「経済効果が、すべての米国人、特に地方に住む米国人に繁栄をもたらすことを目のあたりにすることを楽しみにしている」と発言した。さらに同長官は「トランプ大統領は旧態のNAFTAを米国の農家、消費者、労働者にとりより有利なものとするように交渉してきたが、今後数十年にわたり有利なものとなることが実現した」、「USMCAにより市場は拡大し、我々の農産品への障

5) メッセージは、Pierre Lampron, President of Dairy Farmers of Canada has a message for his fellow dairy producers, YouTube: https://www.youtube.com/watch?v=DjOn_vLEDQs で視聴可能。

害は低減される」,「米国と第3国にカナダ産の乳製品を不当な低価格で販売していたカナダの不公平な第7級が除去された。家禽,卵の生産者にもカナダ市場は拡大され,アイオワ,ジョージア,アーカンサス,カルフォルニアの各州は直接裨益するであろう」と述べている(農畜産業振興機構[2020a],USDA[2020])。

第二次トランプ政権発足直前の2025年1月,カナダのトルドー首相は辞意を表明した。2015年に就任して以来,USMCA発効時期を含んだ9年間を越える在任期間であったが,足元の物価高などで支持率が低下したと報道されている。同時にトランプ大統領の「カナダ,メキシコに25%の追加関税をかける」という発言に翻弄されたという解説もされた(『日本経済新聞』2025年1月8日付朝刊)。同首相の退陣には,政権与党自由党内の確執も指摘されているが,トランプ大統領がカナダの国境監視が不十分で,国防予算も少なく,貿易不均衡の存在を問題視し,「カナダは米国の51番目の州となる」という趣旨の発言を繰り返していることが直接の原因だと報じられた(*The New York Times*, January 8, 2025)。

以上のように,米国とカナダ間の外交関係は冷却化しているが,本稿のテーマであるUSMCA発効後の,貿易の流れの変化について見ておこう。ポイントとなるのは米国農牧畜業界,政府関係者が歓迎したような,米国産乳製品の対カナダ輸出はどのくらい伸びたのか,である。

2. 5 USMCA発効後,米国とカナダ貿易はどのように変化したのか

USMCAが実装段階に入る直前の2019年から2024年11月までの米国・カナダ間の主要な農産品貿易の推移は,表4-aと表4-bに示してある。以下述べるように,双方性の同一品目の産業内貿易が増えていることが特徴である。確かに米国の対カナダ向け輸出は増大したが,興味深いことに,実際にはカナダの対米国向け農産品はそれを大幅に上回るスピードで増加している。

まず2019年から2023年までの,米国の対カナダ向け農産品の輸出総額は,2019年の219億4,400万ドルから2023年には283億8,300万ドルと,29.3%増加した。また最新のデータとして,2023年11月から2024年11月(同期比)には,261億5,200万ドルから262億700万ドルと,0.2%とわずかなではあるが増加した。

米国のカナダからの輸入を見ると,2019年から2023年に243億6,300万ドルから401億4,000万ドルへと,64.8%の大幅な増加を示している。要するに,両国間の農産品貿易は,USMCAスタート直前の2019年と2023年を比較すると,米国の赤字幅は24億1,900万ドルから,117億5,700ドルとおおよそ5倍弱に膨張しているのである。トランプ政権がもくろんだ貿易不均衡是正とは真逆の傾向を示している。

米国のカナダ向け農産品輸出上位11品目のうちで,同期間に最も増加したのはエタノール(非飲料)の約3倍(203%)である。上述のように米国側が強く市場開放を

表４－a 米国の対カナダ輸出：農産品主要輸出11品目 2019年～2024年（100万ドル）

年	2019	2020	2021	2022	2023	2019-2023（増減%）	2023*	2024*
園芸作物（野菜・フルーツ）	9,503	9,715	10,323	10,904	10,919	14.9%	10,095	10,230
穀物・飼料	3,952	3,975	4,828	6,129	5,561	40.7%	5,083	4,745
家畜・肉類	2,526	2,614	3,066	3,088	3,059	21.1%	2,805	2,948
砂糖・熱帯製品	2,195	2,155	2,257	2,421	2,587	17.9%	2,381	2,694
脂肪種子・同製品	1,576	1,603	2,005	2,365	2,226	41.2%	2,046	2,046
エタノール（非飲料）	573	594	1,022	1,525	1,736	203.0%	1,634	1,339
乳製品	728	736	855	1,031	1,087	49.3%	998	1,055
家禽・同製品	522	504	580	833	794	52.1%	734	779
種苗	344	351	343	344	361	4.9%	328	319
たばこ・同製品	19	28	23	27	50	163.2%	46	49
綿花・綿くず	5	3	2	3	2	-60.0%	2	3
農産品輸出総額	21,944	22,278	25,304	28,669	28,383	29.3%	26,152	26,207

注* 1月～11月

（出所）U.S. Department of Agriculture FAS（Agriculture）

表４－b 米国の対カナダ輸入：農産品主要輸出11品目 2019年～2024年（100万ドル）

年	2019	2020	2021	2022	2023	2019-2023（増減%）	2023*	2024*
園芸作物（野菜・フルーツ）	6,482	7,314	8,411	9,437	10,125	56.2%	9,432	9,961
穀物・飼料	5,606	5,856	6,713	8,633	9,321	66.3%	8,588	8,640
脂肪種子・同製品	3,429	3,555	5,450	7,155	8,033	134.3%	7,398	6,458
家畜・肉類	4,353	4,361	5,994	6,705	6,749	55.0%	6,183	6,297
砂糖・熱帯製品	2,928	2,915	3,230	3,902	4,087	39.6%	3,774	4,491
家禽・同製品	405	426	495	617	673	66.2%	623	691
乳製品	290	325	358	430	498	71.7%	455	495
種苗	280	306	374	433	421	50.4%	391	335
たばこ・同製品	163	157	120	111	125	-23.3%	122	140
エタノール（非飲料）	68	110	102	114	108	58.8%	99	108
綿花・綿くず	0	0	0	0	0	—	0	0
農産品輸入総額	24,363	25,324	31,248	37,537	40,140	64.8%	37,065	37,618

注* 1月～11月

（出所）表４－aに同じ

要求した乳製品は49.3%，家禽・同製品は52.1%それぞれ増加した。その他の農産品でも、穀物・飼料は40.7%，脂肪種子・同製品は41.2%増，砂糖・熱帯産品は17.9%で，対カナダ向けの農産品輸出はそれなりに堅調に推移している（表４－a参照）。いうまでもなく，USMCAでは段階的・漸進的な市場アクセスの容易化を目指しているので，その効果は即効的なものではなく，徐々に成果が表れる性質のものであるが，米国の対カナダ向け農産品輸出は着実に伸びているといえよう。

一方米国の対カナダ輸入（カナダの対米国輸出）は表4-bによると次のようである。2019年から2023年に最も増加したのは，脂肪種子・同製品134.3%増である。興味深いことに，次に大きく伸びたのは乳製品71.7%，以下穀物・飼料66.3%，家禽・同製品66.2%と続いている。

先述のように国際貿易理論では，産业内貿易の利点として，生産規模を拡大するこ

とで生産コストを低減し、消費者の選択肢を多様化することで、厚生・利便性を増やすと指摘している。しばしば引き合いに出されるのは、米国とカナダ間の自動車産業の産業内貿易で、米国企業のカナダ子会社は、生産車種を両国に配分することで規模の経済を達成した（クルーグマン・オブズフェルド [2010: 175-176]）。工業製品と農業製品では商品としての相違点もあるが、貿易自由化により市場規模が拡大するメリットは共通している。USMCAでは特に乳製品について、米国は強硬に市場開放を要求し、一部実現した。しかし実際のデータを見ると、傾向として同製品の米国の対カナダ向け輸出は確かに49.3%増加したものの、反対に米国のカナダからの乳製品輸入はそれを大きく上回る71.7%増加している。

この現象をより深く分析するには、市場アクセスの開放が10年単位で段階的・漸進的に施行されることから、長いスパンで観察する必要がある。さらに乳製品のより細かなHSコード（国際統一商品分類番号）による検証も不可欠となる。現時点で指摘できるのは、上述のような米国酪農団体の歓迎コメントはいささか時期尚早ではなかったかということである。またトランプ政権の支持基盤でもあるアイオワ、ジョージア、アーカンサス州などの有権者へのアピールの性質があった可能性も否定はできない。

以上USMCAの発足以降の米国・カナダ二国間の農産品貿易をめぐる一連の変化について考察したが、次のテーマとして、米国・メキシコ二国間の農産品貿易の推移を検証する。その手続きとして、まず米国とメキシコ両国の農業政策の概要の変遷を駆け足で振り返っておきたい。そうすることで、両国間の貿易自由化へのアプローチの特徴をより深く理解することができよう。

農業を完全に自由貿易にゆだねることは、端的に言って、市場競争原理のもとでの優位性を発揮する国が当該農作物の輸出国となり、競争に敗れた国は輸入国になる。季節の端境期などで、同一の作物を交互に融通しあうケースもあるが、一般にはより廉価で質の良い農産品を生産する国は前者となり、そうでない国は後者となる。輸入国はいうまでもなく当該の農産品生産から撤退し、作物転換して「捲土重来」を目指すか、あるいは当該の農作そのものを放棄する事態を招く。食糧安全保障の観点からも望ましくない。

このことは政治家に重要な判断を迫ることにもなる。なぜなら選挙における農民票の動向は、無視しえない影響があると考えられるだけでなく、米国・カナダ二国間の農業貿易で見たように、農業団体はしばしば強力なロビー活動を展開する圧力団体でもある。加えて以下触れるように、米国では農務省予算の76%は、低所得者向けの栄養プログラムが占めていて、低所得者層の支持を獲得するための重要な役割を担っている。

メキシコでは都市と農村の所得格差を解消するための手段の一つとして、農業問題

が扱われてきた。以上の事情を考慮して、手始めに米国とメキシコの農業政策の変遷を俯瞰したあとで、USMCA以降の二国間の農業貿易の動きを見ていく。なおその際に、NAFTAのもとで、両国の間に生じた最大の懸案事項であった砂糖をめぐる対立について、セーフガード措置の発動をめぐる経緯も含めて検証する。

3. 米国の農業政策の変遷

米国連邦議会は従来、農業政策、栄養政策（低所得者層への食料補助政策）、農地の保護管理、森林政策について、一般に農業法（Farm Bill）と呼ばれる法案を成立させてきた。農業法は約5年間の食料・農業政策を包括的に定めた法律である。大恐慌時代の1933年以降、18の農業法が成立し、最新のものは2018年の農業改善法令（ACT）である。1938年に農業調整法（Agricultural Adjustment Act of 1938）及び1948年農業法（Agricultural Act of 1948）が恒久法として存在する。

3. 1 農業法の推移

農業法に依る助成の対象商品は、砂糖、乳製品、ピーナッツ、米、綿花、小麦、大豆、トウモロコシなどを含めた一連の特定商品であり、価格・所得支持政策により経済回復と成長を助けるために、農家所得の安定と増進を目指した。時代の変遷につれて、農業法はその対象を広げた。1973年農業法では初めて栄養法が加わり、その後は農産品貿易、農家融資、地域開発、作物保険などが加わった。1985年農業法には農地保護管理対策、1990年農業法は有機農業、1996年農業法は農業調査、2008年農業法は園芸、地域食料組織がそれぞれ加えられた（アットグローバル [2024]、OECD [2023]）。

米国農業政策の改革の推移をみると、支援対象をもっぱら生産と貿易における歪みをより少ないものにする方針が取られてきたといえる。商品プログラムは従来商品保蔵プログラムと耕作地面積の抑制の枠組みで、供給管理と納税者の負担に依る生産支払いで支援してきた。1985年の食料安全法令では、耕作面積の加減を自由にして、米国農産品の輸出により多くの機会を与えることで、直接支払いを減らしながら市場メカニズムに沿うものにした。

1996年農業法では、直接固定支払い（減反計画に参加し、小麦、コメ、トウモロコシなどを作付けていた農家に、過去の作物、作付面積に基づき生産性にかかわらず、毎年固定額支払う）を導入し、不足支払い制度を廃止した。こうすることで、特定の作物への生産集中を回避し、所得支持を再構築した。2002年農業法では、価格変動対応型支払制度（目標価格と市場価格の差額の一部を補填する、新たな不足支払いの枠組み）を導入して、カウンターシクリカル（反景気循環的）支払いとして制度化した。また環境保全に係る予算が増額された。

2008年農業法は2002年農業法の基本方針を継承しつつ、環境保全対策、低所得者向け食糧支援政策への支出を大幅に増額し、エタノール開発などエネルギー政策も強化した。2014年農業法では価格変動対応型支払制度は終了したが、所得指標あるいは参考価格に基づいたトリガー支払いプログラムを合わせた直接所得支援は継続した（服部信司 [2016]）。

第一次トランプ政権下の2018年農業法は、これらのプログラムは微調整のうえ継続した。しかし米国農家の対中国向け輸出作物（大豆、トウモロコシ、牛肉、乳製品など）が米中貿易摩擦による対抗関税の対象となり、2018年には中国は米国産大豆輸入を全面禁止した。米国の対中国輸出品目の第一位は、年により変動はあるものの農産物で、その損失を補填する目的で、議会承認を経ない大統領権限により、農業法の枠外で市場促進プログラム（Market Facilitation Program：MFP）を立ち上げて、中国との貿易戦争から農家を守るための140億ドルに上る支援金の支払いを発表した（日本貿易振興機構 [2020]）。2024年時点で有効な農業法は、2018年12月に成立した2018年農業法である。民主党と共和党間の政争もあり、農業法は原型を留めたまま、1年間の更新を続けている。

3. 2 農務省予算と栄養プログラム（低所得者向け支援策）

新たな農業法の審議が遅れて、期限内に不成立となった背景には、次のような事情があると説明されている（JAグループ [2024]）。農務省予算の76%を占める、最大の支出項目である栄養プログラム（Supplemental Nutrition Assistance Program：SNAP）について、共和党と民主党の主張の間に、大きな溝がある。共和党はSNAP削減を目指し、労働要件の厳格化を提唱している。民主党はSNAPの維持を標榜する。また民主党は気候変動対策として保全プログラムの必要を訴えているのに対して、共和党は農産物プログラムの支持を掲げている。

SNAPとは世帯所得が連邦の定める基準を下回った場合に、世帯人数に応じた給付金を受け取るプログラムのことで、以前はフードスタンプと呼ばれた。2024年時点のひと月当たりの最大支給額は1人世帯で291ドル、2人世帯535ドル、3人世帯で766ドルである。なお州により所得基準、就労要件などで受給条件は異なる。SNAP受給者は（Electronic Benefit Transfer：EBT）カードを使用して、認可された食料品店などで購入する。購入できるのは野菜、果物、肉・魚、乳製品、パン、シリアルなどで、アルコール類、たばこなど食品以外は購入不可である。加熱しただけで食べられるレトルト食品、冷凍食品、ピザや総菜など調理済の食品も対象外である。SNAPの2023年予算は1,112億ドルに達し、月平均参加者4,350万人に上っている。米国民の約7.7人に一人がSNAPに参加している計算となっている。

SNAPなど食糧支援は支出額が多額で、都市部に支持層が多く食糧支援を継続した

い民主党と、農村部・地方に支持層が多く作物支援などに予算を多く配分したい共和党との間で対立している。食糧支援はもともと困窮者対策と食品・農産物余剰対策を同時に行う目的として創設された。トランプ大統領はSNAPを含めた低所得者向けの政府予算に、大幅な削減を実施する意向と報道されていて、その動向が注目される(DeParle [2025])。次にメキシコ政府の農業政策について、NAFTAスタート時から現在までの変遷を簡述する。

4. メキシコの農業政策の変遷

経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）は世界主要国の農業政策をまとめた年次報告書で、メキシコ政府の農業政策の流れを、下記のような時代区分に分類しながら、それぞれの時期の特徴をまとめている（OECD [2023: 467]）。

1990年以前【輸入代替モデル】：農産物関税 輸入割当 大豆，米，豆類，小麦など必需食料品の最低価格設定 政府系食品流通企業（CONASUPO）の設立 肥料，種子，水ポンプ電力など投入財への補助農業融資優遇策。

1990年－2018年【貿易自由化】：砂糖を除く農産品への関税撤廃 CONASUPOの廃止 水ポンプ電力を除く投入財への補助撤廃 最低価格撤廃 土地所有制改革 NAFTA その他の FTA 署名 農業融資優遇 農民への直接支払い（PROCAMPO）保険と価格ヘッジ補助。

2018年－現在【小規模農家への目標価格から直接支払いの適用】：小規模農家生産の大豆，米，豆類，小麦など必需食料品に最低直接支払目標設定 保証価格に一定の制約。

4. 1 農民への直接支払い（PROCAMPO）の時代

農業政策の中心に置かれた，農民への直接支払いプログラム（Programa de Apoyos Directos al Campo：PROCAMPO）は，サリナス政権時代の1994年に，NAFTAを見据えてスタートした広範な農業支援策である。根幹となるのは，農村の生存維持農業を担う農民への直接支援で，作物の品種に関係なく耕作面積に応じた補助金を現金支給することであった。従来は伝統的農作物であるトウモロコシ，小麦，大麦，大豆，フリホル，綿花に対する価格支持策であったが，既得権化し，農作物品種の固定化を招いた。

このためPROCAMPOはより競争力のある農作物への転換を促進することを目指した。スタート時には，220万人の農村農民が生存維持部門の農業に従事していると

推計され、農作物を市場に供給することのできる農家との間に、著しい所得不均衡が存在した。PROCAMPOは作物の品種にかかわらず、耕作している農民に直接補助金を払うことで、零細農民の生活向上させる意図があった。また直接支援は森林保全、土壌劣化の抑制、水質向上にも寄与するであろうとみられた。

非伝統的作物への転換として、トウモロコシという同一品種内で、輸入競合財である飼料・加工用のデント・コーンから食用のフラワーコーンへのシフト、小麦ではパン粉用からスパゲッティの原料となるデュラム小麦への転換などが進んだ。世界銀行の報告書は、PROCAMPOにより自給用の伝統的な農作物の生産性も上昇し、NAFTAの貿易自由化によるメキシコ農業の大打撃は回避されたと評価している（田中〔2005〕）。

2006年に発足したカルデロン政権時代には、『国家開発計画 2007-2012』（Plan Nacional de Desarrollo 2007-2012）が策定され、農業部門の基本方針を次のように述べる。第一の課題は、農村と沿岸地域に居住するメキシコ人の人間開発の水準と、過去から受け継いできた豊かな遺産を守り活用すること。政府はそのための対策として、前例のない規模の財政支出を行う。農村における経済活動の多角化促進。第二の課題は、国内市場に国内産の食材を利用した、高品質で衛生的な食品を供給すること。農産物輸出にも配慮して、メキシコ産食料が衛生基準に準拠したものであることを保証する。また市場メカニズムを考慮しつつ、食料の安全保障を確保する。

第三の課題は、グローバル市場におけるメキシコ農業の存在を大きくすることで、農産物生産者の収入を改善する。バイオ燃料の生産と結びつけつつ、農産品の付加価値の向上を図る。組織、訓練、技術指導を通して、生産性の改善を実現する。農村の需要に即した、調査・研究開発を行う。トウモロコシ、フリホル豆、砂糖、ミルクについては、各種の競争力強化プロジェクトの事業評価を遅滞なく実施する。

第四の課題は、水、土壌、生物多様性保全への取り組みを通して、損なわれたエコシステムを回復する。農村の経済活動が生む環境負荷を軽減し、気候変動が生むマイナスの影響を緩和する。そのための人的資本とインフラストラクチャーへの投資を図る。第五の課題は、均整の取れた農村開発のための合意形成への取り組みで、住民参加型の農村開発を進める。このような目標を達成すべく、政府予算に占める農牧畜水産業部門の支出額の割合は、2006年の5.4%から2007年には19.9%に大幅に増加した（田中〔2008〕）。

4. 2 PROCAMPから暮らしのための生産（PB）へ

その後2018年12月に発足したロペス・オブラドール政権は、従来の農業政策に大幅な変更を加えた。農林水産業を担う中央行政機関であったSAGARPA（Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación）：

農牧業・農村開発・漁業食料省）は農業・農村開発省（Secretaría de Agricultura y Desarrollo Rural：SADER）に改編された。またPROCAMPOは暮らしのための生産（Producción para el Bienestar：PB）に名称変更し、南部の20ヘクタール以下の耕地面積の中小規模農家向けに、直接支払いによる農村の生活支援を柱として、食料の自給自足、農村の雇用創出などを図る方針に転換した（谷 [2020]、宮石 [2020]）。

NAFTA時代の米国・メキシコ関係で留意すべき事柄として、2002年から2003年にかけてメキシコの農業団体がNAFTAの農業規定の再交渉と農業に対する支援強化を求める大規模な抗議運動を展開したことがある。2003年には政府に向けて「農村のための国民合意」を受諾するように迫ったが、NAFTAの農業規定改定には至らなかった。いっぽう第一次トランプ政権は、対メキシコ貿易赤字の拡大、不法移民問題対策が不備であると指摘し、2019年6月、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Power Act：IEEPA）に基づいて、メキシコからの輸入品すべてに一律5%追加課税を賦課すると発表した。さらにメキシコ政府の対応が不十分であれば、追加関税を25%にまで引き上げると牽制したが、この時には米国内からの反論が出たこともあり、結局見送られた（谷 [2020: 85]）。

ここでNAFTAの枠組みでの米国・メキシコ間の農業合意の要点について触れておきたい。

両国間の農産物貿易の自由化の概要は以下のである。関税の撤廃と数量制限を15年間にわたる経過措置に基づいて段階的・漸進的に廃止する。1993年時点でメキシコの対米関税率平均10%に対して、米国の対メキシコ関税率は平均4%とする。トウモロコシ、小麦、鶏肉、ノンファット・ドライミルクなどの米国の対メキシコ輸出農産物の3分の1が輸入ライセンスを必要としたが、数量制限措置は即時廃止する。関税廃止に向けて段階的なスケジュールにより自由化するが、品目ごとの事情が異なるために、a 即時撤廃するもの、b 5年間で撤廃するもの、c 10年間で撤廃するもの、d 15年間で撤廃するものとして輸入ライセンス制度など関税割当あるいは通常の関税に移行する。

メキシコはトウモロコシ、大麦、乾燥豆、ノンファット・ドライミルク、鶏肉、動物性油脂などに関税割当を、豚肉、同調整品についてはセーフガードのための関税割当をそれぞれ設定する。米国は砂糖、同製品、落花生、トマト、玉ねぎ、シャロットに関税割当を、茄子、チリペッパー、スカッシュ、スイカなどは、収穫の端境期にセーフガード割当を設ける（田中 [2002]）。

以上のような自由化のスケジュールはほぼ計画通りに進んだものの、以下述べるように、メキシコ産砂糖の対米国輸出をめぐる深刻な対立が起き、双方の訴訟合戦が繰り上げられた。

4. 3 砂糖をめぐる米国・メキシコ間の紛争

NAFTAでは砂糖貿易について、15年間で完全自由化することになっていた。しかし NAFTA 協定合意文書には、米国通商代表部（United States Trade Representative：USTR）とメキシコ商工省との間で、サイドレター（付帯文書）が存在して、メキシコ産砂糖の対米国輸出は、純余剰量を上限とすることが定められていた。

純余剰量の算出に使う国内需要量には、砂糖需要量と異性化糖需要量を加えたものとする。米国はトウモロコシを原料とする異性化糖をメキシコに輸出し、メキシコ国内ではもっぱら清涼飲料の甘味料に使用していた。米国から輸入された異性化糖は国内砂糖需要量に加わるため、砂糖の純余剰量はその分だけ減ることになる。

このルールに基づいて、米国はメキシコ産砂糖の対米国輸出量の無税枠は10万トンであると算出した。メキシコは対抗措置として2002年1月から清涼飲料水とシロップに、20%の特別課税を課した。米国はWTOの紛争処理小委員会に提訴し、同委員会ではメキシコの対抗措置は違反と判断した。

メキシコは世界有数の砂糖生産国であり、隣国である米国への輸出に有利な条件を備えている。NAFTAのもとで対米砂糖輸出は無税かつ無制限となり、輸出インセンティブが作用した結果、2008年から2014年にかけてメキシコ産糖の米国向け輸出量は約4倍の急激な増加となった。これに対して米国は精糖業界の団体である米国砂糖連盟（American Sugar Association：ASA）などの要請もあり2014年、メキシコ糖の輸入について、80%にも達する禁止的なアンチ・ダンピング関税（Anti-Dumping：AD）と補助金相殺関税（Countervailing Duties：CVD）を適用するという仮決定を行った。その後両国間で協議が続けられて、米国のAD/CVDの仮決定に基づく適用を無効とする代わりに、メキシコの対米国輸出に一定の制限を加えることになった。

両国間のAD/CVDをめぐる合意では、米国農務省の作成する世界農産物需給予測（the World Agricultural Supply and Demand Estimates：WASDE）報告に基づいて、メキシコ糖の輸出制限を含み、精製糖（糖度99.2以上のいかなる糖）は各年の輸出制限の範囲内で、全輸出量の30%を超えないこと、としている。またAD/CVD課税の停止合意が有効な限り、メキシコからの砂糖輸出は許可制となる（田中 [2024a]）。本稿執筆時点では、米国はこのアンチ・ダンピング停止合意の履行を継続して実施している⁶⁾。

6) 本稿付論参照。付論 [1]は2014年4月に米国商務省がメキシコ産砂糖の輸入に対して、AD調査を開始した直後の2014年12月に米国・メキシコ当事者間でAD調査の停止に合意した際の文書。付論 [2]は2020年1月、AD調査停止の継続を確認する文書。なお2024年12月には同停止継続確認の合意がなされている。

メキシコにとり、対米国向け砂糖輸出は距離の近接性もあり、プライオリティーは高い。双方の利害得失は時として紛糾し、WTOの仲裁機関への申し立てとなることもあったが、基本的には交渉による解決の道が図られてきた。砂糖の問題はUSMCAの枠組みの中で、二国間貿易取り決めのルールに沿って処理され、両国間に対立は今のところ存在しない。

第一次トランプ政権は、貿易の不均衡是正を主たる目的として、NAFTAからUSMCAへの改編をやや強引に進めた印象を抱きがちであるが、現実には砂糖問題の紛争解決にみられるように、実務家レベルでは融和・相互理解的な交渉がすでに2014年以前に開始され、その流れは2020年にも継続していて、二国間交渉の場としてプラス効果のあった点は見逃せない。

4. 4 USMCA発効後、米国とメキシコ貿易はどのように変化したのか

USMCAが実装段階に入る前の2017年から2024年11月までの米国・メキシコ間の貿易総額の推移は、表5に示してある。USMCAスタート直前の2019年の米国のメキシコ向け輸出総額は2,566億7,650万ドルで、2024年には3,340億4,140万ドルへと30.1%増加した。同期間の米国のメキシコからの輸入は、3,560億9,360万ドルから5,058億5,060万ドル（42%増）で、輸出を上回るスピードで増加している。米国の対メキシコ貿易赤字額は、同期間にマイナス994億1,710万ドルから、マイナス1,718億860万ドルへと72.8%の大幅な増加を示した。言うまでもなく、貿易不均衡を是正しようともくろんだ、第一次トランプ政権の思惑を覆す結果である。

表5 米国・メキシコ貿易 2017年－2024年（100万ドル）

年	米国の対メキシコ輸出	米国の対メキシコ輸入	貿易収支
2017	243,609.0	312,666.7	－69,057.8
2018	265,968.0	343,680.5	－77,712.5
2019	256,676.5	356,093.6	－99,417.1
2020	212,512.8	323,476.9	－110,964.1
2021	277,194.6	382,569.3	－105,374.7
2022	324,207.1	452,032.2	－127,825.1
2023	322,742.5	475,216.0	－152,473.5
2024	334,041.4	505,850.0	－171,808.6

（出所）表3－aに同じ

NAFTAからUSMCAへと再編されるプロセスで、米国・メキシコ間で大きな争点となったのは、上述のように製造業、特に自動車産業をめぐる扱いであった。2022年のデータでは、メキシコからの対米輸出の最大品目は自動車と同部品で、輸出額全体の29%を占めている。反対に米国の対メキシコ輸出の最大品目は石油・石炭製品で、

輸出額全体の13%である。

このような事情を考慮に入れたうえで、本稿の主眼とする両国間の農産品貿易の推移を見てみよう。表6－aによると2019年から2023年に、米国のメキシコ向け農産品輸出額は193億9,900万ドルから2023年には283億8,100万ドルへと46.7%の大幅な増加を見せた。表6－bでは同期間の米国のメキシコからの農産品輸入額は302億1,600万ドルから453億8,000万ドル（43.4%増）に達した。また同期間の米国の対メキシコ農産品貿易収支赤字は、108億1,700万ドルから169億9,900万ドル（57.2%増）と大きく拡大している。

表6－a 米国の対メキシコ輸出：農産品主要輸出11品目 2019年～2024年（100万ドル）

年	2019	2020	2021	2022	2023	2019-2023 (増減%)	2023*	2024*
穀物・飼料	5,497	5,305	8,254	8,918	8,976	63.3%	8,246	8,747
脂肪種子・同製品	3,239	3,249	4,355	5,502	4,602	42.1%	4,192	3,772
家畜・肉類	3,086	2,662	3,833	3,984	4,378	41.9%	3,965	4,199
園芸作物（野菜・フルーツ）	3,056	2,992	3,789	3,975	4,371	43.0%	4,003	4,665
乳製品	1,526	1,401	1,786	2,442	2,318	51.9%	2,132	2,247
家禽・同製品	1,280	1,197	1,567	1,477	1,518	18.6%	1,387	1,541
砂糖・熱帯製品	1,056	942	1,056	1,176	1,456	37.9%	1,350	1,758
種苗	227	214	223	244	305	34.4%	265	305
綿花・綿くず	291	181	412	537	254	-12.7%	240	236
エタノール（非飲料）	49	119	107	159	148	202.0%	136	182
たばこ・同製品	91	81	82	45	54	-40.7%	53	86
農産品輸出総額	19,399	18,343	25,466	28,457	28,381	46.3%	25,968	27,738

注* 1月～11月

（出所）表4－aに同じ

表6－b 米国の対メキシコ輸入：農産品主要輸入11品目 2019年～2024年（100万ドル）

年	2019	2020	2021	2022	2023	2019-2023 (増減%)	2023*	2024*
園芸作物（野菜・フルーツ）	23,058	24,975	29,005	32,672	33,766	46.4%	31,101	33,392
砂糖・熱帯製品	2,568	2,832	3,130	4,005	4,173	62.5%	3,899	3,858
家畜・肉類	2,366	2,615	2,990	2,927	3,293	39.2%	3,029	3,359
穀物・飼料	1,569	1,774	2,140	2,760	3,061	95.1%	2,823	3,008
脂肪種子・同製品	295	375	403	570	669	126.8%	613	744
乳製品	324	311	236	305	360	11.1%	326	369
家禽・同製品	16	15	18	22	22	37.5%	19	29
たばこ・同製品	12	8	13	22	22	83.3%	19	33
種苗	14	14	16	16	15	7.1%	14	21
綿花・綿くず	3	3	2	2	1	-66.7%	1	2
エタノール（非飲料）	0	—	—	—	—	—	—	—
農産品輸入総額	30,216	32,920	37,954	43,293	45,380	50.2%	41,842	44,814

注* 1月～11月

（出所）表4－aに同じ

両国間の農産品貿易の主要な品目は、米国のメキシコ向け輸出では、穀物・飼料、脂肪種子・同製品、家畜・肉類、園芸作物（野菜・フルーツ）で、反対にメキシコの

対米国農産品輸出は、園芸作物（野菜・フルーツ）、砂糖・熱帯製品、家畜・肉類、穀物・飼料、脂肪種子・同製品である。これはカナダの例と比べると、主要作物の順位に差異があり、ある程度の分業が進んでいる証左といえよう。NAFTA時代に両国間の火種となった砂糖・熱帯製品が上位に入っているのも特徴的である。表7にあるように、メキシコの輸出する砂糖のうち、米国向けは年により変動はあるものの、2022年には全輸出品の64.3%を占める最大の輸出市場であり、その重要性は不動である⁷⁾。

以上考察してきたように、第一次トランプ政権が鳴り物入りでスタートさせたUSMCAは、当初もくろんだ貿易不均衡の改善にほとんど効果を見せず、むしろ対メキシコ貿易赤字幅は拡大した。この現象は産業内貿易の割合の大きいカナダとは性質は異なるものの、メキシコとの貿易でもほぼ同様の結果となっている。

表7 メキシコ砂糖生産量 総輸出品 対米国輸出品（内数）2018年～2022年（1,000トン）

年	生産量	総輸出品	対米国輸出品	対米輸出品比率(%)
2018	5,917	1,673	1,268	75.8
2019	6,177	2,369	992	41.9
2020	5,632	1,521	1,038	68.2
2021	5,724	1,762	1,052	59.7
2022	6,015	2,079	1,337	64.3

（出所）International Sugar Organization, *Sugar Year Book 2023*.

むすびに代えて

本稿では第一次トランプ政権が華々しい成果として喧伝したUSMCAスタート後のカナダ、メキシコとの貿易動向について、主として農産品貿易の軌跡を中心に論じてきた。NAFTAからUSMCAに移行する中で、カナダとの間では乳製品をめぐる、米国はある程度の譲歩を引き出すことに成功し、農務長官、乳製品業界団体はこれを大々的に喧伝した。しかし現実には両国間の貿易不均衡は緩和されるどころか、むしろ増大している。

メキシコとの間では、かつて大きな政治問題にまで発展した砂糖のセーフガード発

7) 2019年のメキシコ産糖の対米輸出割合は41.9%と急減している。Search Labs: AIはこの年は天候が不順で干ばつのため、生産量と輸出品ともに減少したと説明している。しかし表7によると生産量と総輸出品ともに過去最大である。おそらく砂糖年度（10月から翌年9月末）の扱いなどによるものであろうが、今後の研究課題としたい。

動は、バイデン政権時代から続く両国間の実務レベルでの話し合いで、ほぼ解決した。他方農産品貿易の不均衡はカナダと同様に、メキシコの貿易黒字基調が続いている。

第一次トランプ政権は2019年6月、IEEPAに基づいてメキシコからの輸入品すべてに一律5%追加課税を賦課すると発表した上に、メキシコ政府の対応が不十分であれば、追加関税を25%にまで引き上げると牽制した。関税賦課を梃にした「威嚇」経済外交とも解せよう。

以上のような経緯を振り返ると、第二次トランプ政権の現況は既視感のある光景といえよう。高関税による自国産業保護は、仮に一時的な効果はあるにせよ、長期ではむしろ産業の競争力を削ぎ、結局は衰退し、貿易赤字は増大する。その意味で、第二次トランプ政権の経済外交を見ていくうえで、NAFTAからUSMCA転換の帰結（暫定的ではあるが）は、参考になる点もあるのではないだろうか。

付論

アンチ・ダンピング調査の停止にかかわる、米国・メキシコ両国合意文書の抜粋（訳語・術語は伊藤〔2014〕を参照した）。

付論 [1] *Agreement Suspending the Antidumping Duty Investigation on Sugar from Mexico*（含 付属文書 I, II）

2014年4月17日に開始された、メキシコからの砂糖輸入に対するアンチ・ダンピング課税の調査を停止する。

署名者は米国の輸入する当該製品の、メキシコ国内のほぼすべての生産者と輸出業者とする。商務省は本合意の施行期間中のいかなる時期においても、ほぼすべての輸入が本合意に適合するように、生産者・輸出業者を追加できる。

第1項 製品の範囲 略

第2項 定義 略

第3項 調査の停止 略

第4項 米国の輸入範囲 略

第5項 合意の法的な条件

アンチ・ダンピング調査を停止することは、調査自体が複雑で、近々に対応を迫られている状況にあるため、調査を継続するよりも、米国内産業にとりむしろ有益であると判断した。この利益に含まれるのは、当該産業への投資と雇用を含めた、この産品を製造する国内産業の競争力に関する影響と、商品の供給能力である。従って仮に国内の生産者が本合意の適合性と履行状況の見直しを要求した際には、そのような要因を考慮しつつ、商務省は見直し作業に入る。商務省は、仮に合意が目的を果たしていないと判断した際には、本合意に基づいて、そうした問題の解決のために、合意

事項の再交渉を含むあらゆる適切な措置を講ずる。

第6項 価格の約束

署名者は相互に、価格を抑制しあるいは下落するのを防ぐために、本合意発効後、米国内において、本合意付属文書Ⅰで定められた価格を下回って販売してはならない。

署名者は相互に各回の税関申告において、以下の点に合意する。本合意の付属文書Ⅱで述べていない計算方法を含めて、商務省の規定と手続きに限定されず、本調査期間中に調査された、正常価額（normal value）の推定値が輸出価格（export price）あるいは構成価格（constructed price）が、公正価額（fair value）の加重平均で15%を上回らないこと。

第7項 合意内容の監視

本合意当事者は、メキシコ政府と砂糖業者とで連携した作業部会を立ち上げて、定期的な監視を実施し、適切ではないデータの修正を行う。この作業部会は合意事項に違反する事例について、メキシコ政府に通報する。商務省は本作業部会やその他のメキシコ政府機関とのデータ交換を通して、合意に違反する輸入があるのか否かを判断する。

商務省は輸入その他の法令遵守措置を通して、本合意第6項に規定するよりも低い価格で、あるいは合意内容を逸脱して販売されたであろうと認識した際には、それぞれの責任の所在があると判断する署名者に、あるいは場合によってはその代表者に対して、これを通報する。商務省は60日以内に、各当事者と協議の上、本合意第6項に違反すると推定される販売について、事実関係を確認する。当該の協議期間中、本合意の条項に基づく商務省の求めによって得られた情報を含めて、入手あるいは提出されたすべての情報を精査する。商務省は、各署名者が本合意第7項に定めるように、協議期間中に出示された、本合意第6項を遵守している、あるいは本合意を逸脱していないという結論に満足しない場合は、規定351.209あるいは法令751に依り、本合意に違反しているかについて判断することができる。

商務省が署名者による販売価格が、本合意第6項に違反し、あるいは本合意を逸脱しているとの結論に達した場合は、権限に基づき対抗措置を講ずる。

第8項 合意違反

仮に商務省が合意違反、もしくは合意が法令734(c)項あるいは(d)項の要求する内容をもはや満たさないと判断した場合は、法令734(i)項と商務省の規定に基づき適切と判断する措置を講ずる。法令734(i)項に準拠し、商務省は米国国土安全保障省税関・国境取締局（U.S. Customs and Border Protection：CBP）に対して、意図的なものとみられる合意違反について照会する。本合意に意図的に違反するいかなる人物も、法令592(a)項の法令違反に課される刑罰と同等の手続きに依る、同等の慣行に基づく、民法上の刑罰により課されるのと同様の刑罰の対象となる。法令592(a)項の不

正違反は、商品の国内価格を超えない金額の範囲内で民事上の罰を課される。本合意の目的達成のために署名者は、当該製品の販売が合意内容に合致することを保証し、当該商品が参考価格を下回らない価格で販売することに合意しているので、商品の国内価格は参考価格を下回らないものと判断する。

さらに、商務省は、署名者あるいは他のいかなる当事者が本合意に規定される販売に関して、本合意の違反にかかわる幫助あるいは援助された当事者の活動を審査する。仮にこのような当事者が本合意違反の別の当事者を幫助し援助したことが判明すれば、上記の第7項Bに述べられた民事上の刑罰と同等の刑罰の対象となる。本合意の署名者はCBPもしくは農務省あるいは双方による検証期間に商務省が入手し、または提出されたすべての情報を公開することに同意する。以下の行動は、合意違反とみなされる。参考価格を下回る純価格（リベート、バック・ビルディング、割引、その他の請求を差し引く）による販売。販売されている砂糖の実質価格を隠ぺいする効果を持ついかなる行動あるいは実践行為。商務省が認める、その他のいかなる重大な違反行為あるいは不履行。

第9項 開示と意見陳述 略

第10項 合意の実施期間 略

第11項 その他の規定 略

米国商務省法律執行・遵守担当次官補Paul Piquado

2014年12月19日署名

メキシコ砂糖・アルコール産業全国組合代表Juan Cortina Gallargo

2014年12月19日署名

メキシコ砂糖・アルコール産業全国組合総局長Humberto Jasso Torres

2014年12月19日署名

付属文書Ⅰ メキシコから輸入される砂糖の、アンチ・ダンピング調査の停止－参考価格

法律第734(c)条の求めるところに従い、対米国輸出のもたらす有害な効果と、砂糖の国内価格水準を引き下げない、あるいは抑制することを回避するために、参考価格は以下のように規定する。

精糖の工場渡しFOB価格は、乾燥した状態の市販価格で1ポンド0.2600米ドルとする。その他の砂糖の工場渡しFOB価格は、市販価格で1ポンド0.2225米ドルとする。

付属文書Ⅱ メキシコから輸入される砂糖の、アンチ・ダンピング調査の停止－適正価額（Fair Value）以下の説明

正常価額（NV：Normal Value）NVの計算方法 $NV = \text{総単位価格（Gross Unit Price）} \pm \text{Billing Adjustments} - \text{Movement Expenses} - \text{Discounts and}$

Rebates - Discount Selling Expenses - Commissions - Home Market Packing Expenses

構成価額(Constructed Value) CVsの計算方法 $CV = \text{Direct Materials} + \text{Direct Labor} + \text{Factory overhead} = \text{Cost of Manufacturing: Home Market SG\&A (販売費・一般管理費)} = \text{Cost of Production} + \text{U.S. Packing} + \text{Profit}$

輸出価格 (EP), 構成輸出価格 (CEP)

EPの計算方法 $EP = \text{総単位価格 (Gross Unit Price)} - \text{Movement Expenses} - \text{Discounts and Rebates} \pm \text{Billing Adjustments} + \text{Packing Expenses} + \text{Rebated Imports Duties}$

CEPの計算方法 $CEP = \text{総単位価格 (Gross Unit Price)} - \text{Movements Expenses} - \text{Discounts and Rebates} \pm \text{Billing Adjustments} - \text{Direct Selling Expenses} - \text{Indirect Selling Expenses that relate to commercial activities in the United States} - \text{The cost of any further manufacture or assembly incurred in the United States} - \text{CEP Profit} + \text{Rebated Import Duties} - \text{Commissions}$

EPあるいはCEPと公正な比較を確実なものにするために、商務省はNVを調整する。商務省は米国内で販売された商品と当該国内で販売されたものの形状を比較対照する。EPによる販売については、商務省は直接販売経費 (direct selling expenses), 米国の口銭 (commissions), 包装費を加える。CEPによる販売については、保証されている場合は、商務省はCEP相殺分を差し引き、米国の包装費を加える。

付論 [2] Agreement Suspending the Antidumping Duty Investigation on Sugar from Mexico: Amendment to the Agreement Suspending the Countervailing Duty Investigation 01/22/2020

2014年4月17日、米国商務省は報復関税発動措置の一環として、メキシコ産砂糖の精糖業者、生産者、輸出業者のいずれかが、補助金を受け取っているのかどうかの調査を開始した。商務省は同年4月25日、精糖業者と輸出業者は補助金を受け取っていると判断し、報復関税の対象になると暫定的に決定し、アンチ・ダンピング措置の対象になるとした。

これを受けて米国とメキシコ両国の関係機関と業界団体の間で協議がなされ、2024年12月19日に、「メキシコからの砂糖輸入に関するアンチ・ダンピング調査を停止する合意」が結ばれた。

参考文献

日本語

- アットグローバル [2024]『令和5年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）』。
- 伊藤康彦 [2014]「AD（アンチ・ダンピング措置）発動要件の概要と対策ポイント」『KPMG Insight』, Vol.5/Mar.2014。
- クルーグマン・オブズフェルド（山本章子訳）[2011]『クルーグマンの国際経済学 理論と政策 上 貿易編 原著第8版』ピアソン桐原。
- JAグループ [2024]『国際農業・食料レター』, No.202。
- 全国農業協同組合中央会（JA全中）[2009]『WTO関連用語集 第7版』。
- 田中高 [2002]「メキシコの自由貿易政策」社団法人国際農業交流・食糧支援基金編『平成13年度海外情報分析事業南米地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 43-70ページ。
- 田中高 [2003]「メキシコ・中米諸国と米国の自由貿易協定の動きについて」社団法人国際農業交流・食糧支援基金編『平成14年度海外情報分析事業南米地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 27-56ページ。
- 田中高 [2004]「NAFTAを巡るメキシコ農業の環境変化について」社団法人国際農業交流・食糧支援基金編『平成15年度海外情報分析米州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 91-111ページ。
- 田中高 [2005]「NAFTA10年間による、メキシコ農業の構造変化について」社団法人国際農林業協力・交流協会編『平成16年度海外情報分析米州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 65-82ページ。
- 田中高 [2008]「メキシコの農業政策（カルデロン政権の方針）－拡大する所得格差とカルデロン政権の課題－」社団法人国際農林業協働協会編『平成19年度地域食料農業情報調査分析検討事業南米・アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』, 27-54ページ。
- 田中高 [2024a]「米国の農産品保護政策－砂糖の事例－」『産業経済探求』第7号, 55-72ページ。
- 田中高 [2024b]『砂糖のグローバル・イシュー－植民地時代から現代まで－』成文堂。
- 谷洋之 [2020]「第4章【メキシコ】農業政策や通商政策の動向に関する現状」富士通総研編『平成31年度海外農業・貿易環境調査分析委託事業（北米の農業政策・制度の動向分析）【報告書】』, 88-105ページ。
- 峯岸啓之・山崎博之 [2023]「米国とメキシコの砂糖産業とその動向」『砂糖類・でん粉情報2023.6』, 70-85ページ (<https://www.alic.go.jp/content/001228776.pdf>)2025年2月1日閲覧。
- 宮石幸雄 [2020]「第2章 変革期のメキシコ農業－時代はNAFTAからUSMCAへ－」農林水産政策研究所『主要国農業政策・貿易政策』プロ研資料第3号, 1-13ページ。
- 日本貿易振興機構（JETRO）[2020]『ビジネス短信：トランプ大統領、農家向けに140億ドルの追加支援を発表』9月24日付 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/c79324100fca7202.html>)2025年2月1日閲覧。
- 日本貿易振興機構（JETRO）編 [2021]『NAFTAからUSMCAへ』日本貿易振興機構。
- 日本貿易振興機構（JETRO）[2024]「米国の貿易投資年報」(https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/gtir/#:~:text=)2025年2月1日閲覧。
- 野田圭介・玉井明雄 (2018)「海外情報 転換期を迎えるカナダ酪農乳業～原料乳製品国家戦略導入の背景と影響～」『畜産の情報』3月, 62-80ページ (<https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2018/mar/wrepo01.htm>)2025年2月1日閲覧。

- 農畜産業振興機構（ALIC）[2020a]「米国がUSMCA実施法案に署名（米国）」『海外情報』 2月5日付 (https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002611.html) 2025年2月1日閲覧。
- 農畜産業振興機構（ALIC）[2020b]「2020年7月1日，USMCA発効（米国）」『海外情報』 7月17日付 (https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002749.html) 2025年2月1日閲覧。
- 服部信司 [2016]『アメリカ2014年農業法－収入保障・不足払い・収入保険の3層構造－』農林統計協会。
- 渡辺陽介・野田圭介 [2018]「米国，カナダ，メキシコ，新たな貿易協定に合意（北米）」『海外情報』 10月11日付 (https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002310.html?print=true&css=) 2025年2月1日閲覧。

外国語

- Abadan, V. (ed.) [2024] *Sugar and Sweeteners Outlook: September 2024*, USDA Economic Research Service: Situation and Outlook Report, SSS-M-433.
- Burfisher, M.E., Lambert, F. and Matheson [2019] “NAFTA to USMCA: What is Gained ?,” IMF Working Paper, WP/19/73, pp.1-34.
- Congressional Research Service [2018] *Agricultural Provisions of the U.S.-Mexico-Canada Agreement*, (<https://crsreports.congress.gov> IF10996・VERSION 2・NEW) 2025年1月29日閲覧。
- Congressional Research Service [2024] *U.S.-Mexico-Canada (USMCA) Trade Agreement*, (<https://crsreports.congress.gov>) 2025年1月29日閲覧。
- DeParle, Jason [2025] “Trump Drive to Cut Safety Net Could Hit His Voters,” *The New York Times*, Jan.23.
- Heboyan, V., Ames, G.C.W., Gunter, L.F. and Houston, J.E. [2001] *U.S.-Mexico Sugar Dispute: Impact of NAFTA on the Sugar Market*, paper presented at the American Agricultural Economics Association Meetings, Chicago, August 5-8.
- Hernández Pérez, Juan Luis “La Agricultura Mexicana del TMC: Consideraciones Teóricas, Balance General y Perspectivas de Desarrollo,” *El Trimestre Económico*, Núm. 352, pp.1121-1152.
- Organization for Economic Development and Co-operation (OECD) [2023] *Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2023 : Adapting Agriculture to Climate Change*, (https://www.oecd.org/en/publications/agricultural-policy-monitoring-and-evaluation-2023_b14de474-en.html) 2025年1月30日閲覧。
- The Office of the U. S. Trade Representative [2020] *Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada, 7/1/2020 Text*, (<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>) 2025年2月1日閲覧。
- Regmi, Anita [2020] *Agricultural Provisions of the U.S.-Mexico-Canada Agreement*, Congressional Research Service, Updated November 20, R45661.
- U. S. Department of Agriculture (USDA) [1999] *U.S.-Mexico Sweetener Trade Mired in Dispute*, Economic Research Service (<https://www.ers.usda.gov/sites/default/files/images/us-mexico-sweetener-trade-mired-in-dispute.pdf>) 2025年1月30日閲覧。
- U. S. Department of Agriculture (USDA) [2020] Press Release “Secretary Perdue : President Trump delivers USMCA, a huge win for U.S. agriculture,” July 1 (<https://www.fas>

- usda.gov/newsroom/secretary-perdue-president-trump-delivers-usmca-huge-win-us-agriculture) 2025年1月30日閲覧.
- U. S. Department of Agriculture (USDA) [2024] *FY 2025 Budget Summary*, (<https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/2025-usda-budget-summary.pdf>) 2025年1月30日閲覧.
- U. S. Department of Commerce, International Trade Administration [2014] *Agreement Suspending the Countervailing Duty Investigation on Sugar from Mexico*.
- U. S. Department of Commerce [2020] *Sugar from Mexico: Amendment to the Agreement Suspending the Countervailing Duty Investigation*, C-201-846 (<https://www.federalregister.gov/documents/2020/01/22/2020-00972/sugar-from-mexico-amendment-to-the-agreement-suspending-the-countervailing-duty-investigation>) 2025年1月30日閲覧.
- U. S. Department of State [2018] “President Trump Secures New U.S.-Mexico-Canada Agreement,” October 1 (<https://2017-2021.state.gov/president-trump-secures-new-u-s-mexico-canada-agreement/>) 2025年1月31日閲覧.
- U. S. Government Accountability Office (GAO) [2023] *Sugar Program: Alternative Methods for Implementing Import Restrictions Could Increase Effectiveness*, GAO-24-106144 (<https://www.gao.gov/products/gao-24-106144>) 2025年1月30日閲覧.
- Pearson, D.R. [2014] *U.S.-Mexico Sugar Agreements: A Tribute to Managed Markets*, Cato Institute Blog (<https://www.cato.org/blog/us-mexico-sugar-agreement-tribute-managed-markets>) 2025年1月30日閲覧.

参考資料

日本経済新聞 2025年1月8日朝刊

The New York Times January 8, 2025

tradingeconomics.com: <https://tradingeconomics.com/united-states/exports-to-canada>

U.S.CensusBureau: <https://www.census.gov/foreign-trade/statistics/highlights/top1612cm.html>

U.S.Department of Agriculture: <https://www.ers.usda.gov/data-products/foreign-agricultural-trade-of-the-united-states-fatus>